大阪府条例第　　　号

大阪府立学校条例等の一部を改正する条例

（大阪府立学校条例の一部改正）

第一条　大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 目次　第一章―第三章　（略）　第四章　（略）　　第一節―第三節　（略）　　第四節　適用除外（第二十三条）　第五章　入学検定料等（第二十四条―第二十九条）　第六章　雑則（第三十条・第三十一条）　附則（学校運営のための経費の確保）第八条　校長（大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校（以下「民営学校」という。）の校長を除く。）は、委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。２　（略）第二十二条　（略）　　　　第四節　適用除外第二十三条　この章の規定は、民営学校には適用しない。　　　第五章　（略）第二十四条―第二十九条　（略）　　　第六章　（略）（民営学校に対する読替え）第三十条　民営学校に対する第七条第三項及び第十条第二項の規定の適用については、第七条第三項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五に規定する学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）」とあるのは「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条及び第百四条第一項において準用する同令第四十九条第一項の学校評議員（以下「学校評議員」という。）」と、第十条第二項中「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）」とあるのは「学校教育法施行規則」と、「学校運営協議会」とあるのは「学校評議員」とする。第三十一条　（略） | 目次　第一章―第三章　（略）　第四章　（略）　　第一節―第三節　（略）　第五章　入学検定料等（第二十三条―第二十八条）　第六章　雑則（第二十九条）　附則（学校運営のための経費の確保）第八条　校長は、委員会に対し、学校経営計画に定めた教育目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。２　（略）第二十二条　（略）　　　第五章　（略）第二十三条―第二十八条　（略）　　　第六章　（略）第二十九条　（略） |
|  |  |

（大阪府個人情報保護条例の一部改正）

第二条　大阪府個人情報保護条例（平成八年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （情報提供等の記録の提供先への通知）第三十条の二　実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 | （情報提供等の記録の提供先への通知）第三十条の二　実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 |
|  |  |

第三条　大阪府個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 目次前文第一章・第二章　（略）第三章　（略）第一節―第三節　（略）第四節　指定管理者等の特例（第五十三条の三）第五節　（略）第四章・第五章　（略）附則第四十六条　この章の規定は、実施機関及び指定管理者等（指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で、実施機関が指定したものをいう。以下同じ。）又は指定管理法人（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第一項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人で、教育委員会が指定したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。２―５　（略）　　　　第四節　指定管理者等の特例第五十三条の三　前章（第三十四条の二を除く。）の規定は、指定管理者等による地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設又は指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例（令和三年大阪府条例第四号）第二条に規定する対象学校（以下これらを「管理施設」という。）の管理に係る個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第六条第一項 | 実施機関は、個人情報 | 第四十六条第一項の指定管理者等（以下「指定管理者等」という。）における個人情報（当該指定管理者等による第五十三条の三第一項の管理施設（以下「管理施設」という。）の管理に係るものに限る。以下同じ。） |
| について、 | について、当該指定管理者等の管理に係る管理施設を所管する実施機関（以下「指定実施機関」という。）は、 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第六条第二項 | 実施機関は、 | 指定管理者等が |
| （略） | （略） |
| 第六条第三項第一号 | 府の | 指定管理者等の職員のうち管理施設の管理に係る事務を行う |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第六条第五項 | 実施機関は、 | 指定実施機関は、指定管理者等が |
| 第七条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分 | 実施機関 | 指定管理者等 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第七条第四項 | 実施機関 | 指定管理者等 |
| 第七条第五項 | 実施機関は | 指定管理者等は |
| （略） | （略） |
| 第八条第一項及び第二項各号列記以外の部分 | 実施機関は | 指定管理者等は |
| 当該実施機関内 | 当該指定管理者等内 |
| 当該実施機関以外 | 指定実施機関及び当該指定管理者等以外 |
| 第八条第二項第六号 | 実施機関内 | 指定管理者等内 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第八条第三項 | 実施機関は | 指定管理者等は |
| 実施機関以外 | 指定実施機関及び当該指定管理者等以外 |
| 第八条第四項 | 実施機関は | 指定管理者等は |
| 実施機関以外 | 指定実施機関及び当該指定管理者等以外 |
| 実施機関の | 指定管理者等の |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第九条 | 実施機関 | 指定管理者等 |
| 第十条第一項 | 実施機関 | 指定管理者等 |
| 実施機関以外 | 当該指定管理者等以外 |
| 第十条第二項 | 実施機関 | 指定管理者等 |
| 第十一条 | 実施機関の職員 | 指定管理者等の職員のうち管理施設の管理に係る事務を行う職員 |
| 第十二条第一項 | 実施機関に対し、当該実施機関が | 指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者等が |
| （略） | （略） | （略） |
| 第二十三条第一項 | 実施機関に対し、当該実施機関が | 指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者等が |
| 第二十三条第二項 | （略） | （略） |
| 訂正しない | 訂正を指定管理者等に行わせない |
| 誤りを訂正しなければ | 誤りの訂正を指定管理者等に行わせなければ |
| （略） | （略） | （略） |
| 第二十六条第一項 | （略） | （略） |
| 一部を訂正するときは | 一部の訂正を指定管理者等に行わせるときは |
| （略） | （略） |
| 第二十六条第二項 | （略） | （略） |
| 全部を訂正しないとき | 全部の訂正を指定管理者等に行わせないとき |
| 個人情報を | 個人情報を指定管理者等が |
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十一条第一項 | 実施機関に対し、当該実施機関が | 指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者等が |
| 第三十一条第二項 | （略） | （略） |
| 当該実施機関に | 指定管理者等に |
| をしなければ | を指定管理者等に行わせなければ |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十一条の四第一項 | （略） | （略） |
| 一部の利用停止をする | 一部の利用停止を指定管理者等に行わせる |
| （略） | （略） |
| 第三十一条の四第二項 | （略） | （略） |
| 利用停止をしないとき | 利用停止を指定管理者等に行わせないとき |
| 個人情報を | 個人情報を指定管理者等が |
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十二条第一項 | 実施機関に対し、当該実施機関が | 指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者等が |
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十四条第一項 | （略） | （略） |
| 処理を行い | 処理を指定管理者等に行わせ |
| 処理を行わない | 処理を指定管理者等に行わせない |
| （略） | （略） | （略） |
| 第四十五条 | 実施機関は、 | 指定実施機関は、当該指定実施機関に係る指定管理者等が |
| 第四十六条第一項 | 実施機関及び指定管理者等 | 指定管理者等 |
| （略） | （略） | （略） |

２　指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供については、前項において準用する第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定（審議会の意見の聴取に関する部分に限る。）は、適用しない。第五十九条　実施機関の職員若しくは職員であった者、第十条第二項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者、公社の職員若しくは職員であった者又は指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 | 目次前文第一章・第二章　（略）第三章　（略）第一節―第三節　（略）第四節　指定管理者の特例（第五十三条の　三）第五節　（略）第四章・第五章　（略）附則第四十六条　この章の規定は、実施機関及び指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で、実施機関が指定したものをいう。以下同じ。）が府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。２―５　（略）　　　　第四節　指定管理者の特例第五十三条の三　前章（第三十四条の二を除く。）の規定は、指定管理者による地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理に係る個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第六条第一項 | 実施機関は、個人情報 | 第四十六条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）における個人情報（当該指定管理者による第五十三条の三の公の施設（以下「公の施設」という。）の管理に係るものに限る。以下同じ。） |
| について、 | について、当該指定管理者の管理に係る公の施設を所管する実施機関（以下「指定実施機関」という。）は、 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第六条第二項 | 実施機関は、 | 指定管理者が |
| （略） | （略） |
| 第六条第三項第一号 | 府の | 指定管理者の職員のうち公の施設の管理に係る事務を行う |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第六条第五項 | 実施機関は、 | 指定実施機関は、指定管理者が |
| 第七条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分 | 実施機関 | 指定管理者 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第七条第四項 | 実施機関 | 指定管理者 |
| 第七条第五項 | 実施機関は | 指定管理者は |
| （略） | （略） |
| 第八条第一項及び第二項各号列記以外の部分 | 実施機関は | 指定管理者は |
| 実施機関内 | 指定管理者内 |
| 当該実施機関以外 | 指定実施機関及び当該指定管理者以外 |
| 第八条第二項第六号 | 実施機関 | 指定管理者 |
| （略） | （略） | （略） |
| 第八条第三項 | 実施機関は | 指定管理者は |
| 実施機関以外 | 指定実施機関及び当該指定管理者以外 |
| 第八条第四項 | 実施機関は | 指定管理者は |
| 実施機関以外 | 指定実施機関及び当該指定管理者以外 |
| 実施機関の | 指定管理者の |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第九条、第十条 | 実施機関 | 指定管理者 |
| 第十一条 | 実施機関の職員 | 指定管理者の職員のうち公の施設の管理に係る事務を行う職員 |
| 第十二条第一項 | 実施機関に対し、当該実施機関が | 指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者が |
| （略） | （略） | （略） |
| 第二十三条第一項 | 実施機関に対し、当該実施機関が | 指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者が |
| 第二十三条第二項 | （略） | （略） |
| 訂正しない | 訂正を指定管理者に行わせない |
| 誤りを訂正しなければ | 誤りの訂正を指定管理者に行わせなければ |
| （略） | （略） | （略） |
| 第二十六条第一項 | （略） | （略） |
| 一部を訂正するときは | 一部の訂正を指定管理者に行わせるときは |
| （略） | （略） |
| 第二十六条第二項 | （略） | （略） |
| 全部を訂正しないとき | 全部の訂正を指定管理者に行わせないとき |
| 個人情報を | 個人情報を指定管理者が |
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十一条第一項 | 実施機関に対し、当該実施機関が | 指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者が |
| 第三十一条第二項 | （略） | （略） |
| 実施機関に | 指定管理者に |
| をしなければ | を指定管理者に行わせなければ |
| （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十一条の四第一項 | （略） | （略） |
| 一部の利用停止をする | 一部の利用停止を指定管理者に行わせる |
| （略） | （略） |
| 第三十一条の四第二項 | （略） | （略） |
| 利用停止をしないとき | 利用停止を指定管理者に行わせないとき |
| 個人情報を | 個人情報を指定管理者が |
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十二条第一項 | 実施機関に対し、当該実施機関が | 指定実施機関に対し、当該指定実施機関に係る指定管理者が |
| （略） | （略） | （略） |
| 第三十四条第一項 | （略） | （略） |
| 処理を行い | 処理を指定管理者に行わせ |
| 処理を行わない | 処理を指定管理者に行わせない |
| （略） | （略） | （略） |
| 第四十五条 | 実施機関は、 | 指定実施機関は、当該指定実施機関に係る指定管理者が |
| 第四十六条第一項 | 実施機関及び指定管理者 | 指定管理者 |
| （略） | （略） | （略） |

２　指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供については、前項において準用する第七条第三項第七号若しくは第五項又は第八条第二項第九号若しくは第五項の規定（審議会の意見の聴取に関する部分に限る。）は、適用しない。第五十九条　実施機関の職員若しくは職員であった者、第十条第二項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者、公社の職員若しくは職員であった者及び指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 |
|  |  |

（大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正）

第四条　大阪府外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成十一年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （包括外部監査契約に基づく監査）第二条　（略）　一―五　（略）　六　府が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの | （包括外部監査契約に基づく監査）第二条　（略）　一―五　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。